

(1) 社会福祉法人の定款変更の許認可等

※当該業務は平成28年度から都道府県に事務・権限を移譲しました。

① 概要

社会福祉法人は「社会福祉法」の規定に基づき、社会福祉事業を行うことを目的として設立される法人であり、その設立・解散や定款変更等の許認可、各種届出の受理などの事務については厚生労働省又は地方公共団体（都道府県・市）が行うこととされています。

事業の区域が、一の都道府県・市の管轄区域に限られている場合は、それぞれの都道府県・市が所管しています。一方、二以上の都道府県で事業を行う場合は、厚生労働省の所管となりますが、その行う事業が※特定の要件（ア～エ）に該当する場合には厚生労働省本省が所管となり、本省所管以外の場合については、法人の主たる事務所の所在地を管轄区域とする地方厚生局が所管となります。

なお、厚生労働省及び地方厚生局が所轄庁となる社会福祉法人にかかるその設立・解散や定款変更等の許認可、各種届出手続きについては、法人の主たる事務所の所在地を管轄区域とする都道府県を経由して行われます。

※特定の要件

- ア 全国を単位として行われる事業
- イ 地域を限定しないで行われる事業
- ウ 法令の規定に基づき指定を受けて行われる事業
- エ 上記に類する事業

② 実績

	25年度	26年度	27年度
所管社会福祉法人数 (年度末)	82 法人	87 法人	91 法人
定款変更の認可	44 件	52 件	62 件
定款変更の届出	12 件	16 件	18 件

(2) 社会福祉法人の指導監査

※当該業務は平成28年度から都道府県に事務・権限を移譲しました。

① 概要

社会福祉法人に対する指導監査は、社会福祉法人の適正な運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を目的として、社会福祉法第56条第1項の規定に基づき所轄庁が実施するもので、法令等に照らし運営等に不備がある場合には文書で改善指導を行っています。

社会福祉法人の指導監査には、所定の周期で実施する「一般監査」と、運営等に重大な問題を有する法人を主な対象として随時実施する「特別監査」があります。

② 実績

	25 年度	26 年度	27 年度
一般監査	28 法人	22 法人	22 法人
特別監査	0 法人	1 法人	0 法人

(3) 府県市が行う社会福祉法人指導監査に対する助言

① 概要

府県市が行う社会福祉法人指導監査に対する助言は、地方自治法第 245 条の 4 の規定に基づき、府県市（政令指定都市、中核市）が行う管内の社会福祉法人に対する指導監査の実施状況について確認するため実施するものです。

② 実績

	25 年度	26 年度	27 年度
実施状況	1 市 (対象 20 府県市)	1 市 (対象 21 府県市)	7 府県 (対象 21 府県市)